

函館市障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業費補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 函館市障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業費補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市則規第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 事業に係る補助金の交付対象者は、障害児通所支援事業所を運営する法人とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども安全安心対策事業実施要綱（令和5年5月18日付こ支障第7号こども家庭庁支援局長通知）に基づく、次に掲げる事業をいう。

- (1) 送迎用バスの改修支援事業
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- (3) 登降園管理システム支援事業

(補助金の額)

第4条 補助金の算定は、事業所単位で次に掲げる方法により算出された額（当該額に千円未満の端数がある場合には、前条第1号については、これを含め、前条第2号および第3号については、これを切り捨てる。）の合計額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 前条第1号に定める事業については、別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない方の額とする。
- (2) 前条第2号および第3号の事業に係る補助金の額は、別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない方の額に、第4欄の補助率を乗じた額とする。

(事業に係る補助金の交付申請)

第5条 事業に係る補助金の交付申請は、規則第7条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支予算書（共通第4号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 この要綱施行日前日までに着手した当該補助事業について補助金の交付の申請をする場合にあっては、第8条の規定にかかわらず、前項の交付申請と同時に実績報告を行うことができる。

(事業の変更等の申請)

第6条 規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、交付決定変更承認申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 事業に係る補助金の交付決定をしたときは規則第10条の交付決定通知書を補助事業者に交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書には、規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

(実績報告)

第8条 事業の補助事業者は、その事業が終了したときは、規則第17条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 前条の規定により補助事業者より実績報告書等の提出があり、当該報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合する

ものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助事業者へ通知する。

(仕入控除税額の報告等)

第10条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合も含む。）は、別記様式の報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、市長に報告があった結果、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業により取得した物品等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間がある場合はその期間を経過するまで、定めが無い場合は5年間、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行し、令和4年9月5日以降の実施に係る第3条各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

別表

補助金算定表

1 事業	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
(1) 送迎用バスの改修支援事業	1 台175千円までを上 限とした実費に対す る定額補助	送迎用バスの改修支援事業を 実施するために必要な装置・ 機器の購入費（装置・機器の 運搬費，装置・機器の設置・ 据え付け費，工事費を含 む），リース料，導入費用	定額
(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	1 事業所あたり 200 千円	ICTを活用した子どもの見 守り支援事業を実施するた めに必要な装置・機器の購 入費（装置・機器の運搬費， 装置・機器の設置・据え付 け費，工事費を含む），リ ース料，導入費用	4 / 5
(3) 登降園管理システム支援事業	① 端末購入を行わない 場合， 1 事業所あたり 200 千円 ② 端末購入を行う場 合， 1 事業所あたり 700 千円	登降園管理システム支援事 業を実施するために必要な 装置・機器の購入費（装置・ 機器の運搬費，装置・機器 の設置・据え付け費，工事 費を含む），リース料，導 入費用	4 / 5

別記様式（第 10 条関係）

年 月 日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 函 交付決定を受けた 年度函館市障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付資料

3 の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し，課税売上割合等が把握できる書類，特定収入の割合を確認できる資料）